

◆◆◆◆◆ 税務署からの連絡事項 ◆◆◆◆◆

総務課

1 租税教育セミナーの開催について（別添 1）

令和元年 8 月 7 日（水）に第 52 回租税教育セミナーが開催されます。

当セミナーは、租税教育に携わる方々を対象として、租税教育に関する知識やノウハウ等を習得していただき、より一層、租税教育の充実を図ることを目的として開催するものですので、積極的なご参加をお願いいたします。

なお、ご応募及び取りまとめについては、税理士会本会を通じて行っていただく予定となっております。

2 消費税に関する事業者向け広報・周知等へのご協力のお願い（別添 2）

消費税軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組の一環として、別添のとおり新聞記事下広告・雑誌広告を作成し、事業者への広報を実施しているところですが、一層の周知・広報を図るため、同広告の機関紙やホームページ等への掲載についてご理解・ご協力をお願いいたします。

3 内部事務の集約処理の取組について（別添 3）

国税庁では、集約処理を通じた内部事務のより一層の正確性の向上と効率化を図るとともに、これにより外部事務の充実・高度化や納税者利便の向上を目指し、複数の税務署の内部事務の集約処理に取り組んでいます。

4 令和元年度「税に関する高校生の作文」及び中学生の「税に関する作文」募集について

本年度も「税に関する高校生の作文」及び「中学生の税に関する作文」を募集いたします。

本年も昨年同様、天王寺税理士会支部長賞の表彰につきまして、ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

管理運営部門

1 「令和元年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額のお知らせ」の送付について

令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告や修正申告書の提出等により令和元年 5 月 15 日現在の予定納税額基準額が 15 万円を超える方には、6 月 15 日付で予定納税額のお知らせが送付されます。

予定納税額のお知らせは、該当するすべての納税者の方に書面でお送りしますので、e-Tax 利用者の方についても予定納税通知額はメッセージボックスに格納されません。

なお、振替納税利用者の方につきましては、振替納税される旨のお知らせが 7 月 20 日頃にメッセージボックスに格納されます。

※ 平成 30 年分の確定申告において、税理士様が関与されて書面申告書を提出されている納税者の方につきましては、昨年同様、申告書の送付は予定されておきませんので、当該納税者の方につきましては、今回送付されます予定納税額通知書により、予定納税額を確認いただきますよう、納税者の方から通知書の写しを取得されるなどの対応方をお願いいたします。

※ 納付期限

第1期分 令和元年7月31日（水）

第2期分 令和元年12月2日（月）

口座振替日も同じ。

2 減額申請について

廃業・休業や、業績不振等において、予定納税額の減額申請ができますので、減額申請をされます納税者の方におかれましては、令和元年7月16日（火）までに提出をお願いいたします。

徴収部門

1 阿倍野税務署での納付相談について

納付相談等につきましては、通常、管轄税務署において行っているところですが、現在、阿倍野税務署には納付相談等を担当する徴収職員が常駐しておらず、天王寺税務署の徴収職員が、阿倍野税務署管内の納税者に対しても納付相談等の事務を担当しております。

したがって、阿倍野税務署管内の関与先につきましては、納付相談等の必要がありましたら、天王寺税務署にて対応する旨ご周知いただき、下記専用電話に連絡するようにご指導をお願いします。

※ 阿倍野税務署 徴収担当 専用電話 06-6628-0229
(天王寺税務署 徴収職員が応答します。)

2 期限内納付指導に活用していただくチラシ等について（別添4.5.6.7.8.9）

国税庁ホームページに掲載されています。

(掲載場所)

ホーム>税の情報・手続・用紙>税理士に関する情報>税理士関係法令等・Q&A>滞納の未然防止関係様式等
<http://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/qa.htm#tainouboushi>

個人課税部門

<資産課税関係>

1 令和元年分の路線価図等の公開予定日について

令和元年分の路線価図等は、7月1日（月）午前11時に公開予定です。

なお、税務署では冊子による閲覧は実施しておりません。国税庁ホームページにアクセスし、閲覧してください。

公開初日から数日間は、アクセス集中により閲覧しにくい状態となることがありますので、あらかじめご了承ください。

法人課税部門

〈法人税関係〉

1 中小企業者等の法人税率の特例

中小企業者等の各事業年度の所得の金額のうち年 800 万円以下の金額に対する法人税の軽減税率（税率 15％）の適用期限が 2 年延長されました。

2 中小企業投資促進税制等

中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制について、対象資産の明確化又は要件の追加の上、適用期限が 2 年延長されました（即時償却又は 30％の特別償却、7％の税額控除）。

〈源泉所得税関係〉

3 改元に伴う源泉所得税の納付書の記載のしかた

別添のとおり、令和元年 5 月 1 日以後においても、「平成」が印字された納付書を引き続き使用することができます。

なお、「令和」が印字された納付書は、税務署で 10 月以降に順次お配りできる予定です。

第52回租税教育セミナー

租税教育に携わる方（小学校、中学校、高等学校の教師及び教育委員会の職員のほか、税理士、納税協会会員、納税貯蓄組合員及び地方庁職員）を対象に、租税教育の現状や今後の方向性、また、租税教室に関する知識とノウハウなどを習得し、学校教育における租税教育の一層の充実を図っていただくことを目的としたセミナーです。

受講者募集
参加費無料

（会場までの交通費は各自御負担ください。）

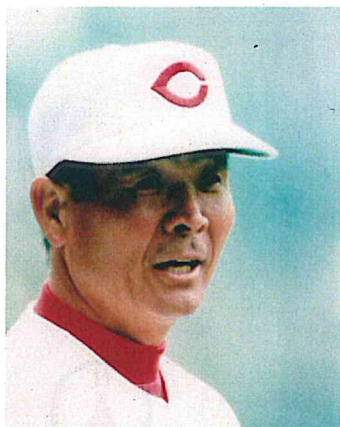
スケジュール及び講師

時 間	内 容 等	講 師
13:10 ～ 13:15 (5分)	大阪国税局長挨拶	
13:15 ～ 13:55 (40分)	学校教育現場における租税教育	京都府立京都すばる高等学校 井筒 学 教諭
13:55 ～ 14:25 (30分)	租税教育の現状について	大阪国税局 国税広報広聴室長
14:25 ～ 14:45 (20分)	租税教育への取組等	納税協会連合会・近畿納税 貯蓄組合総連合会 副会長
14:45 ～ 15:00 (15分)	(休 憩)	
15:00 ～ 15:40 (40分)	租税教育における税理士会の取組等	税理士（近畿税理士会）
15:40 ～ 16:40 (60分)	教養講演 「素人集団を甲子園優勝へと導くチームビルディング」	高嶋 仁 氏

教 養 講 演

高嶋 仁 氏

智辯学園和歌山高等学校野球部名誉監督



昭和 21 年生まれ、長崎県五島列島出身。

長崎海星高校時代の昭和 38 年、39 年に投手兼外野手として全国高等学校野球選手権大会に出場。

昭和 55 年、智辯学園和歌山高等学校野球部の監督に就任後は「常に全力を出し切る」をモットーに、38 年間同校の監督を務める。

平成 30 年、監督を勇退し、名誉監督に就任。

監督として、甲子園春夏通算 38 回の出場、68 勝と歴代最多の記録を持つ。

日 時

令和元年8月7日(水)13:10～(開場12:30)

開催場所

ドーンセンター 7階ホール (開場案内図は別紙のとおり)

募集人員

400名程度

※ 申込者に対する受講決定の連絡は行いませんので、当日会場にお越しいただき、受付後、御入場ください。
なお、定員を超えた場合は抽選等により受講者を決定し、受講いただけない方へは、後日、御連絡いたします。

共 催：大阪国税局、公益財団法人納税協会連合会、近畿納税貯蓄組合総連合会及び近畿税理士会

後 援：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各教育委員会

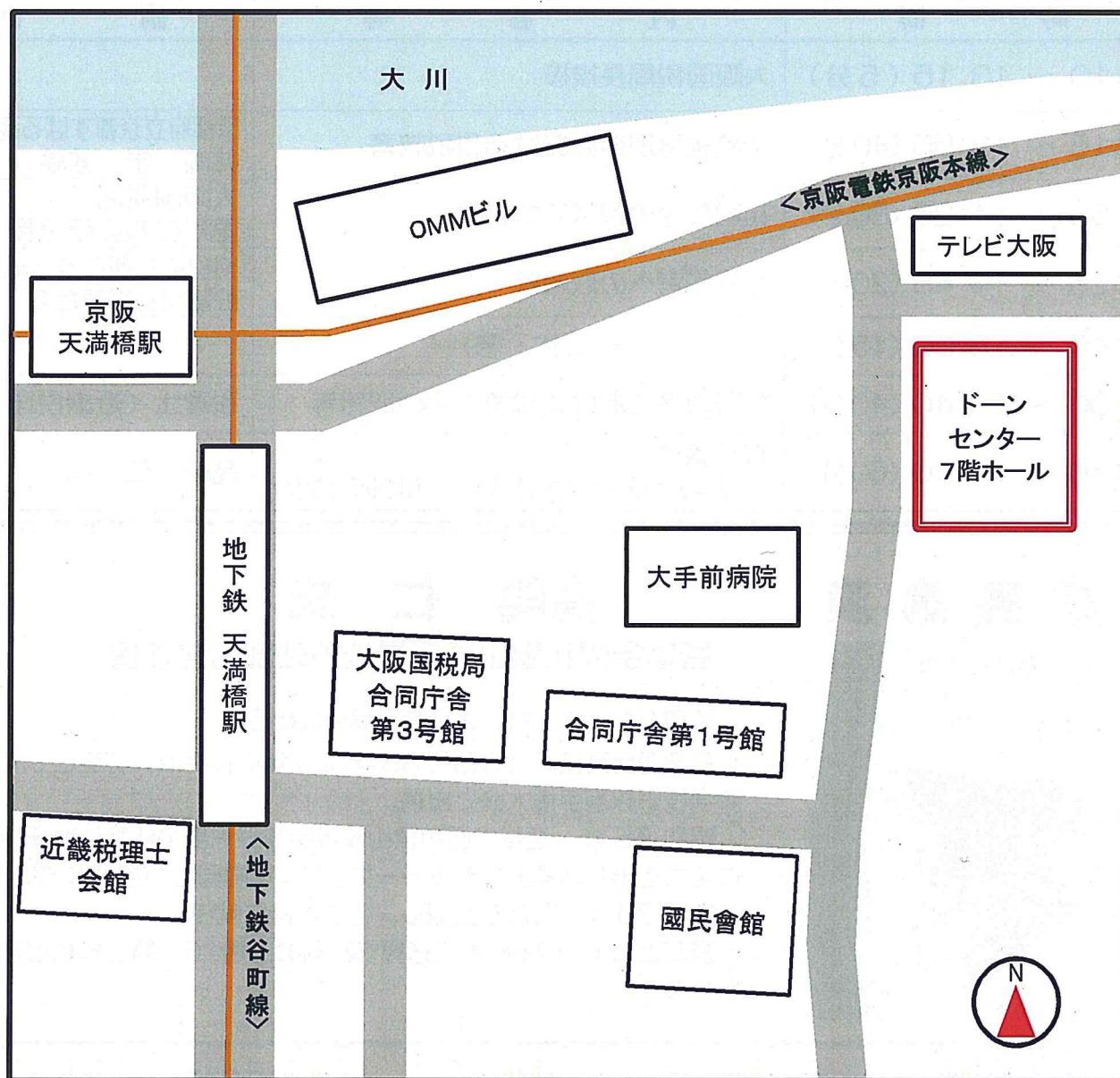
京都市、大阪市、堺市及び神戸市の各教育委員会

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各租税教育推進連絡協議会

会場案内図

ドーンセンター 7階ホール

大阪市中央区大手前1丁目3番49号 TEL 06-6910-8500



○ 最寄の交通機関

地下鉄谷町線「天満橋」駅 下車 徒歩約5分

京阪電鉄「天満橋」駅 下車 徒歩約5分

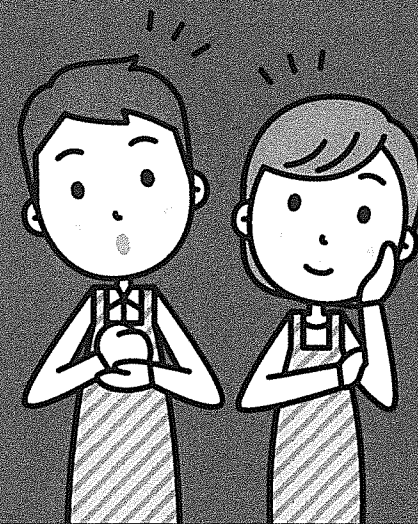
※ 有料駐車場がありますが、数に限りがありますので、可能な限り公共交通機関を御利用いただきますようお願いいたします。

10月1日

事業者の
皆さまへ

消費税率引上げ前後の 値上げ・値下げ

こんな値付けはNGと思いませんか？

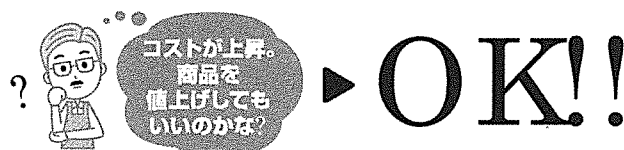


「10月1日以降2%値下げ!」という
値下げセールをしたらダメ?



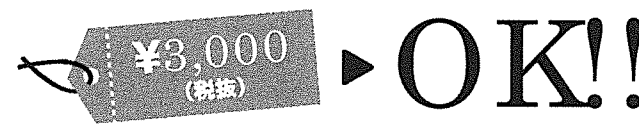
問題ありません。禁止されるのは、「消費税還元!」「消費税はいただきません!」など、消費税と直接関連した広告です。10月から値下げセールを行っても構いませんし、「10月1日以降2%値下げ!」などの広告も、消費税と直接関連しないので、NGではありません。

10月1日より前の値上げは、
便乗値上げになるからダメ?



問題ありません。例えば、消費税率引上げ前の需要の高まりやコストの増加に対応して値上げを行うなど、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。合理的な理由があれば便乗値上げには当たりませんが、必要に応じ、値上げの理由を消費者に丁寧に説明して下さい。

税抜での価格表示はダメ?



問題ありません。消費者に税込価格と誤認されないための措置を講じていれば、税抜価格のみの表示も可能です(2021年3月31日まで)。

これはNG

- 事実と反して「今だけお得」等の形で消費者に誤認を与え、駆け込み購入を煽ること
- 仕入業者・下請業者に対する買いたたきなど、消費税の転嫁拒否を行うこと

▼ OK? NG? 迷った時は ▼

- | | | | |
|-----------------|------------------------------------|--------------------------------------|--|
| ● セール・「今だけお得」関係 | 消費者庁表示対策課 | 03-3507-8800(代表) | より詳しい内容についてはこちら
価格設定 ガイドライン
転嫁対策 事業者向け パンフ |
| ● 便乗値上げ関係 | 消費者庁消費者調査課 | 03-3507-9196 | |
| ● 価格表示関係 | 財務省主税局税制第二課 | 03-3581-4111(代表) | |
| ● 転嫁拒否関係 | 公正取引委員会消費税転嫁対策調査室
中小企業庁消費税転嫁対策室 | 03-3581-5471(代表)
03-3501-1511(代表) | |

※「消費税率の引上げに伴う価格設定ガイドライン」や「転嫁対策 事業者向けパンフレット」でもご確認ください。

事業者の皆様！
準備はお済みですか？

本年(2019年)10月1日から

消費税の**軽減税率制度**が実施されます。

仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 **10%** と、

・飲食料品(酒類・外食を除く)

・新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの)

に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を
複数税率に対応させる必要があります。

CHECK

全ての事業者の方に関係があります！

飲食料品等の販売がない場合も、
例えば、飲食料品等の仕入がある
場合は、帳簿上、軽減税率対象で
ある旨を明記する必要があります。

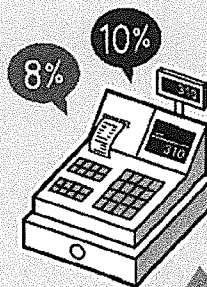


レジや受発注・請求書管理システムの
導入・改修が必要となる場合があります。

CHECK

軽減税率対策補助金
が拡充されました！

中小企業・小規模事業者等の方向け
に複数税率対応レジの導入等を支援
します。ぜひご活用ください。



軽減税率制度説明会にぜひご参加ください。

全国で開催されています。日程・場所等の情報は
下記よりご確認ください。

軽減税率制度説明会

検索



軽減税率制度についてはこちら

軽減税率 国税庁

検索



軽減税率対策補助金についてはこちら

軽減税率対策補助金

検索



内部事務の集約処理の取組について

内部事務の集約処理の取組

国税庁では、集約処理を通じた内部事務のより一層の正確性の向上と効率化を図るとともに、これにより外部事務の充実・高度化や納税者利便の向上を目指し、複数の税務署の内部事務（※）の集約処理に取り組んでいます（各局の集約処理の取組状況は裏面のとおり）。

（※） 内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送など税務署におけるバックオフィスの事務をいいます。

内部事務のセンター化の取組

2019事務年度から、複数の税務署の内部事務を専担部署（センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」の試行に取り組むこととしています。

内部事務の集中化の取組

2015事務年度から、小規模な税務署の内部事務を近隣のより大きな規模の税務署で集中的に処理する「内部事務の集中化」の試行を進めています。

「内部事務の集中化」の試行は、正式な施策として実施に移行するほか、「内部事務のセンター化」の試行に統合することとしています。

留意事項

- 上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり対象署で行います。
- 内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。

局 名	署 名		取組の種類※ ¹
	センター配置場所 又は中心署	対象署	
札幌国税局	札幌中税務署内	札幌中税務署・浦河税務署	センター化
	函館税務署	江差税務署・八雲税務署	集中化※ ²
	旭川中税務署	深川税務署・名寄税務署	集中化※ ²
	小樽税務署	余市税務署	集中化※ ²
仙台国税局	仙台国税局内	仙台北税務署・仙台中税務署	センター化
	山形税務署内	山形税務署・寒河江税務署	センター化※ ³
関東信越国税局	浦和税務署内	浦和税務署・大宮税務署	センター化
	前橋税務署内	前橋税務署・沼田税務署・中之条税務署	センター化
	高田税務署	糸魚川税務署	集中化※ ²
東京国税局	東京上野税務署内	東京上野税務署・浅草税務署・小石川税務署・ 本郷税務署	センター化
	甲府税務署内	甲府税務署・山梨税務署・大月税務署・鯉沢税務署	センター化
	渋谷税務署内	渋谷税務署	センター化
金沢国税局	金沢税務署内	金沢税務署・小松税務署・松任税務署	センター化
	福井税務署内	福井税務署・大野税務署	センター化※ ³
名古屋国税局	名古屋中税務署内	名古屋中税務署・名古屋東税務署	センター化
	豊橋税務署内	豊橋税務署・新城税務署	センター化※ ³
	清水合同庁舎内	清水税務署・藤枝税務署	センター化
大阪国税局	東淀川税務署内	東淀川税務署・西淀川税務署・大阪福島税務署・ 大淀税務署	センター化
	神戸税関 ポートアイランド 出張所庁舎内	灘税務署・長田税務署・須磨税務署・神戸税務署	センター化
	加古川税務署	三木税務署	集中化※ ²
広島国税局	広島西税務署内	広島西税務署・広島南税務署・吉田税務署	センター化
	岡山東税務署内	岡山東税務署・西大寺税務署	センター化※ ³
高松国税局	高松国税局内	一部の税務署（事務により全税務署）	センター化
	高知税務署内	高知税務署・伊野税務署	センター化※ ³
福岡国税局	福岡税務署内	一部の税務署（事務により全税務署）	センター化
	小倉税務署	門司税務署	集中化※ ²
熊本国税局	熊本東税務署内	熊本西税務署・熊本東税務署	センター化
沖縄国税事務所	北那覇税務署内	那覇税務署・北那覇税務署	センター化
	沖縄税務署内	沖縄税務署・名護税務署	センター化※ ³

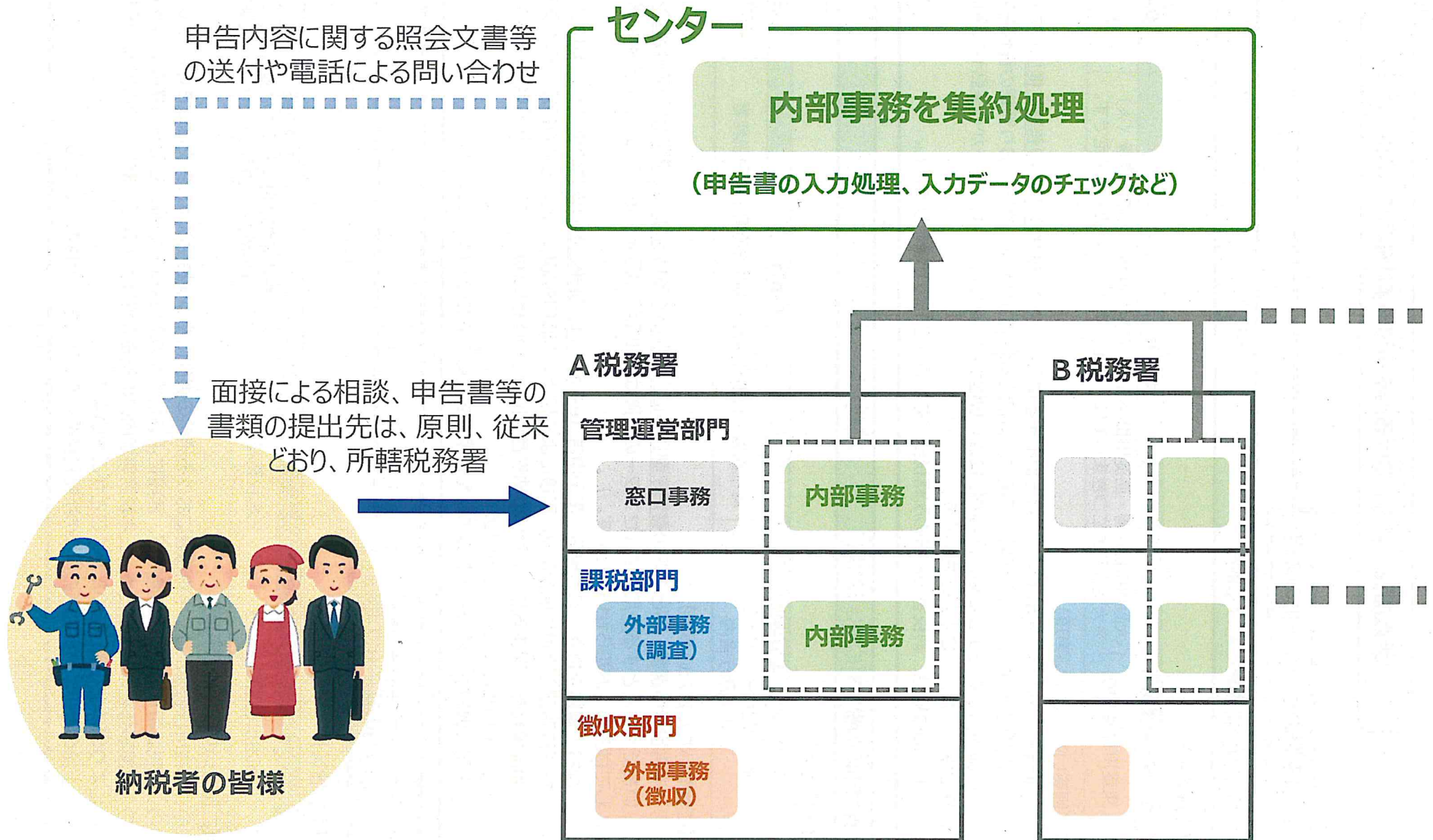
※¹ 「センター化」・・・「内部事務のセンター化」の取組

「集中化」・・・「内部事務の集中化」の取組

※² 「内部事務の集中化」の試行を正式な施策として実施に移行

※³ 「内部事務の集中化」の試行を「内部事務のセンター化」の試行に統合

内部事務のセンター化の試行（イメージ）



大阪国税局管内における内部事務の集約処理の取組について

内部事務のセンター化の取組

大阪市内の税務署における取組

【実施署等】

センター配置場所	対象署	設置時期等
東淀川税務署内	大阪福島税務署・西淀川税務署・東淀川税務署・大淀税務署（※） ※大淀税務署につきましては、令和元年10月に追加する予定です。	平成29年10月

【ご留意いただきたい事項】

- 申告書や申請書・届出書等の書類を提出する場合は、従来どおり管轄の税務署に提出してください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり管轄の税務署で行います。
- 内部事務を処理するため、管轄の納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。
- 上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

神戸市内の税務署における取組

【実施署等】

センター配置場所	対象署	設置時期等
神戸税関ポートアイランド出張所庁舎内	灘税務署・長田税務署・須磨税務署・神戸税務署	令和元年10月 (予定)

【ご留意いただきたい事項】

- 申告書や申請書・届出書等の書類を郵送等により提出する場合は、「税務署事務処理センター」へ送付いただくこととする予定です（センターの設置は令和元年10月を予定しており、郵送等の送付先につきましては改めてお知らせいたします。）。
- なお、書類を持参される場合や電子申告（e-Tax）は、従来どおり管轄の税務署に提出してください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄の税務署で行います。
- 内部事務を処理するため、管轄の納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。
- 上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

内部事務の集中化の取組

【実施署等】

中心署	対象署	実施時期
加古川税務署	三木税務署	令和元年7月から正式な施策として実施 (平成27年10月から試行として実施)

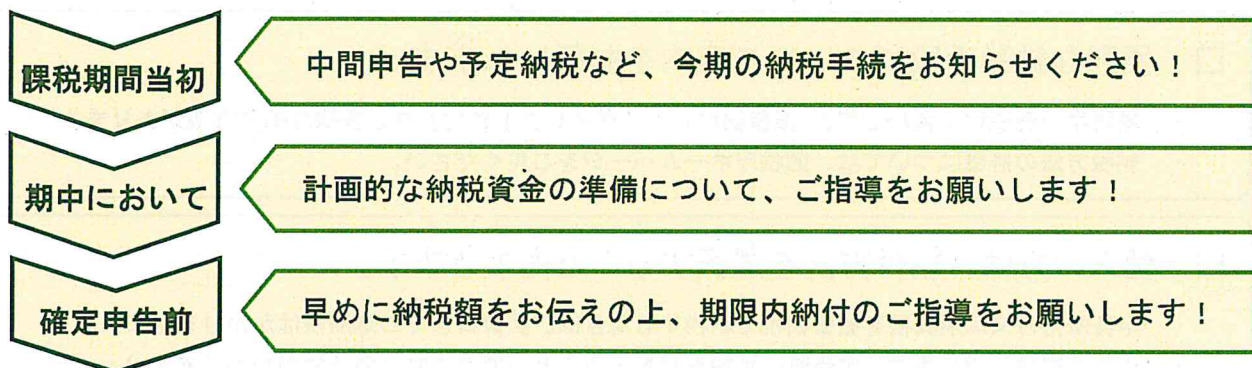
【ご留意いただきたい事項】

- 加古川税務署及び三木税務署における施策の実施に伴う事務手続等に変更はございません。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄の税務署で行います。
- 内部事務を処理するため、三木税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、加古川税務署から電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。
- 上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

税理士の皆様へ

期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！



課税期間の当初における納付指導

☐ 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 予定納税基準額が 15 万円以上の場合。1 期分は 7 月 31 日、2 期分は 11 月 30 日が納期限です。

☐ 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 前期の法人税が 20 万円超、消費税が 48 万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
- ・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

☐ 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。

- ・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が 48 万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。

☐ ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。

- ・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

裏 面 に 続 く



国税庁

確定申告（納期限）前の納付指導

□ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額(見込)を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ 納税方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

□ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

（注）上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

期限内納付が困難な場合の納付指導

□ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 納税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。



国税庁

中間申告分の納付は期限内に！

～消費税及び地方消費税には中間申告制度があります～

◎ 中間申告が必要な方は、期限内納付のためのご準備を！

消費税及び地方消費税は、直前の課税期間の確定消費税額（年税額）に応じて、以下の表のとおり中間申告が必要となります。

中間申告が必要な方は、中間申告の納付税額の期限内納付のため、納税資金の積立てなどのご準備をお願いいたします。

直前の課税期間の 確定消費税額 (地方消費税を除く。)	中間申告の要否	中間申告の回数	中間申告の納付税額 (概算)
4,800万円超	必要	年11回 (毎月)	直前の課税期間の 確定消費税額 × 1/12
400万円超		年3回 (3月に1度)	直前の課税期間の 確定消費税額 × 1/4
48万円超		年1回 (6月に1度)	直前の課税期間の 確定消費税額 × 1/2
48万円以下	不要 (任意の中間申告制度(※)を利用できます。)		

※ 中間申告が不要な方でも、任意の中間申告書を提出する旨の届出書（裏面参照）を提出した場合には、自主的に中間申告・納付をすることができます。

その他、中間申告の制度や中間申告の要否などについて詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページを参照いただくか、所轄の税務署にお問合せください。

◎ 仮決算による中間申告を行うことができます！

- 事業の休廃業などにより、前課税期間から売上が大きく減少している場合などは、仮決算による中間申告を行うことで、中間申告の納付税額が減少する場合があります。
- 仮決算による中間申告書は、提出期限(※)を過ぎて提出することはできませんので、仮決算による中間申告をされる場合は、お早めの申告をお願いいたします。
- ※ 中間申告書の提出期限は、原則として中間申告の対象となる期間の末日の翌日から2月以内となります。

◎ 中間申告額の納付についてのご注意

- 納付が遅れた場合には、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を本税と併せて納付する必要があります。
- 納期限を経過しても納付されない場合には督促状が送付されます。督促状の送付を受けてもなお納付されないときは財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。
- 納期限までに納付できない事情がある場合には、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

収受印

平成 年 月 日	届	(フリガナ)	(〒 -)
		納税地	(電話番号 - -)
	出	(フリガナ)	(〒 -)
		住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	(電話番号 - -)
		(フリガナ)	
		名称(屋号)	
者	(フリガナ)		
	氏名 (法人の場合) 代表者氏名	印	
税務署長殿		(フリガナ)	
		(法人の場合) 代表者住所	(電話番号 - -)

下記のとおり、中間申告書の提出を要しない中間申告対象期間につき、六月中間申告書を提出したいので、消費税法第42条第8項の規定により届出します。

①	適用開始中間 申告対象期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
②	①の中間申告対象期間 を含む課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
③	②の直前の 課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
④	③の課税期間 における 確定消費税額	円
⑤	月 数 按 分 (④ × 6 / ③ の月数)	円
参考事項		税理士 署名 押印 (電話番号 - -)

※税務署 処理欄	整理番号		部門番号	
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
	通信日付印	年 月 日	確認印	

注意 1 ※印欄は、記載しないでください。

2 記載方法について詳しくお知りになりたい場合には、国税庁ホームページをご確認ください。

(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/2603_02.htm)

消費税及び地方消費税の 納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率が、平成31年(2019年)10月1日より **10%** (現行8%) となります(注)

(注) 税率が10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。

期限内納付のために

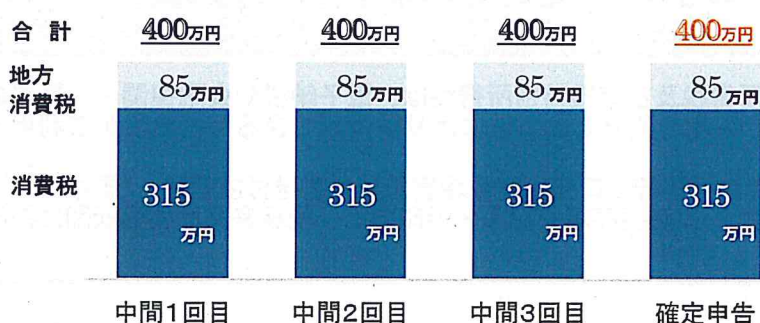
課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。税率の引上げにより消費税額(年税額)は10%で計算されますが、税率引上げ直後の課税期間における中間申告額は8%で計算されるため、確定申告においては、10%の税率により計算された消費税額(年税額)と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

このため、税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

【具体例】9月決算法人の申告・納付のイメージ(軽減税率は考慮していません。)

○ 平成31年(2019年)9月期(税率引上げ前)

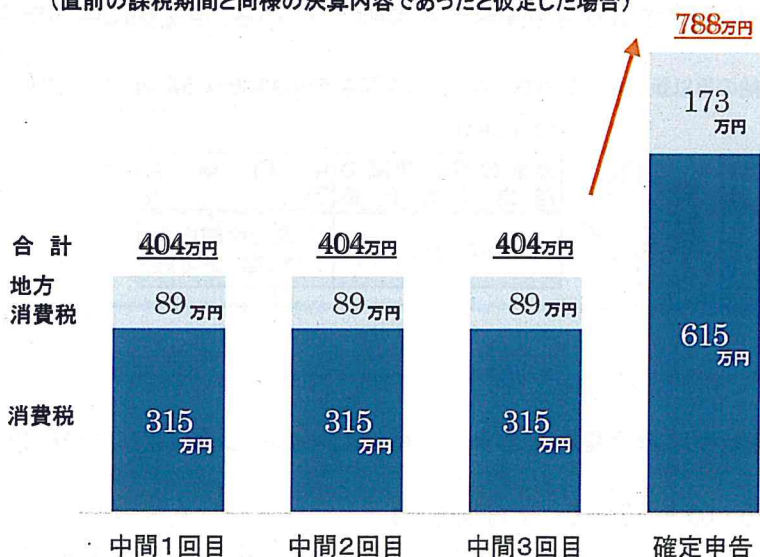


税率8%

- 年税額 1,600万円
- 中間申告による納付額 1,200万円
⇒ 400万円 × 3回 = 1,200万円
- 確定申告による納付額 400万円
⇒ 1,600万円 - 1,200万円 = 400万円

○ 平成32年(2020年)9月期(税率引上げ後)

(直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合)



税率10%

- 年税額 2,000万円
- 中間申告による納付額 1,212万円
⇒ 404万円 × 3回 = 1,212万円
※ 地方消費税は引上げ後の税率(1.7%→2.2%)が適用されます。
- 確定申告による納付額 788万円
⇒ 2,000万円 - 1,212万円 = 788万円

確定申告時の納付額が増加します。
計画的な納税資金のご準備を！

便利な納付方法は裏面へ

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。



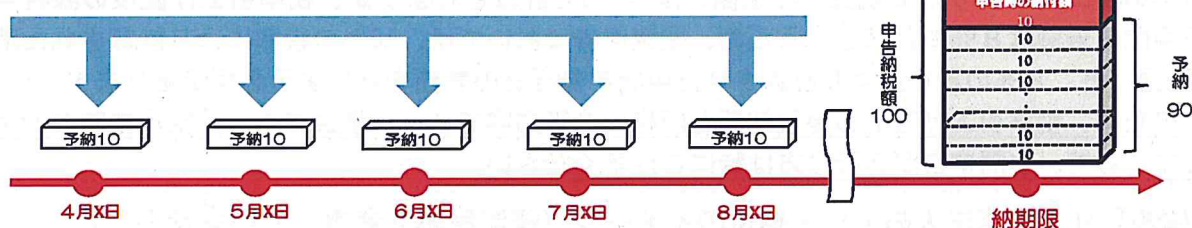
○ ダイレクト納付を利用した予納（平成 31 年(2019 年) 1 月 4 日開始）

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等を e-Tax に登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

【例】定期的に均等額を納付する場合



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が 48 万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する 6 月中間申告対象期間（注）から、自主的に中間申告・納付することができます。

（注）「6 月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後 6 月の期間で、年 1 回の中間申告の対象となる期間をいいます。

《届出なし》

直前の課税期間の 確定消費税額	中 間 申 告 回 数
48万円以下	中間申告 義務なし



《届出あり》

直前の課税期間の 確定消費税額	中 間 申 告 回 数
48万円以下	任意の中間申告 (年1回)が可能

軽減税率制度に関する相談

軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。

【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税を期限内に納付できない場合には…

国税については、それぞれ定められた期限までに納付していただく必要があります。

⇒ 延滞税がかかります。

※ 納付が期限に遅れた場合には、原則として法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算した延滞税を納付しなければなりません。

⇒ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

※ 督促状が送付されてもなお納付されない場合には、法律に定められた差押えなどの強制的な徴収手続を行うことになります。

⇒ 納税証明書「その3」が発行されません。

※ 納税証明書「その3」は「未納の税額がないこと」の証明です。

国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。

申請による換価の猶予

国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、他の国税の滞納がないことなどの一定の要件に該当するときは、その国税の納期限から6か月以内に所轄の税務署に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次のような理由により、国税を一時に納付することができないときは、所轄の税務署長に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 災害、病気、休廃業、事業上の著しい損失など
- ② 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

申請の手続など、詳しくは税務署（徴収担当）にご相談ください。

国税を滞納すると…



国税を一時に納付できないときは、税務署で納付相談を受けています。
納付相談では、事業の状況や資金・財産の状況などをお伺いします。
納付も相談もない場合には、次のような手続で滞納処分を行うこととなります。



督促状送付

※ 納期限を過ぎても納付がない場合、督促状が送付されます。



督促状を送付しても納付されず、相談もない場合は…



財産調査

- ※ 金融機関や取引先などに対し財産の調査を行います。
- ※ 財産調査の一環として、徴収職員が居宅や事務所などの搜索を行う場合があります。



納付の相談がない、納付の約束が守られないなど
納付の意思が認められないような場合は…



財産差押え

※ 動産（貴金属等）、債権（売掛金・預金等）、不動産などの財産の差押えを行います。



取立て・公売

- ※ 差し押さえた債権の取立てを行います。
- ※ 動産や不動産等は、入札等による公売を行います。



滞納国税に充当

※ 取り立てた債権や公売による売却代金を滞納国税に充てます。

国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の
税務署（徴収担当）にご相談ください。

※ 国税を一時に納付できない納税者の方で、法令の要件に該当
する場合には、猶予制度の適用があります（表面参照）。

国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること
 - A 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
 - B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷したこと
 - C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
 - E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
 - F 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること（上記「①F」の場合は納期限までの提出）
- ④ 原則として、担保の提供があること

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

申請のための書類

猶予の申請をする場合は、次の書類を提出する必要があります。

- ① 「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」
- ② 資産及び負債の状況、収入及び支出の状況を明らかにする書類
- ③ 担保提供に関する書類
- ④ 災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

なお、次に該当する場合は、担保提供をする必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶 予 期 間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができる」と認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた国税は、原則として、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消し

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 分割納付計画のとりの納付がない場合
- ・ 猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった場合 など

- 申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引」をご覧ください。

「猶予の申請の手引」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)及び税務署の窓口でご覧いただけます。

- 国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。
国税の納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。
また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

納付指導・相談チェック表

納税者の方が期限内に納付されるよう、納期限前のタイミングで納税額や納付の意思を確認するなど、税理士の皆様からの納付指導をお願いします。

◎ 確定申告（納期限）前の納付指導

- ☐ 1 納税者に納税額と納期限（振替期日）を早期に知らせた。
- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、早めのお知らせをお願いします。
 - ・ 個人の納税者への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。
- ☐ 2 納税者に納税の見込みと納税の方法を確認した。
- ・ 納税の見込みの確認を通じて期限内納付を指導いただくとともに、振替納税やダイレクト納付など便利な納付方法についても推奨をお願いします。

◎ 期限内納付が困難な場合の納付指導

- ☐ 3 納税者に納税が期限後となる場合のデメリットを説明した。
- ・ 説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。
- ☐ 4 納税者に税務署（徴収担当）へ早期に納付相談へ行くよう指導した。
- ・ 納付相談に当たっては、あらかじめ、具体的な納付計画を検討するよう指導願います。
 - ・ 納付計画の検討に当たっては、最近の事業状況を反映した資金繰り表の作成が有効です。
- ☐ (1) 納付相談に当たり、猶予制度の利用を推奨した。
- ・ 猶予制度の説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。」をご活用ください。
 - ・ 猶予申請書等は、国税庁ホームページ（刊行物等→パンフレット・手引き→その他→猶予の申請の手引）から入手できます。
- ☐ (2) 猶予制度によらずに短期に分割納付（おおむね3月以内）する場合は、以下に具体的な納付計画を記載した上で、納付相談するよう指導した。

○ 納付計画記載欄（納税者が記載してください）

氏名（名称）		住所（所在）	
課税期間	年 月 日～ 年 月 日	税 目	税 税額 円
1 期限内に納付可能な金額		円（納付予定日	年 月 日）
2 残額についての納付計画		円（納付予定日	年 月 日）
		円（納付予定日	年 月 日）

（注）納付計画は、具体的な資金繰りの状況等を伺った上で、税務署において適否を判断しますので、提示を受けた納付計画の再検討を求める場合があります。

○ 税理士の方は、指導事項をチェックの上、期限内納付が困難と見込まれる納税者の方には、このチェック表を持参して税務署に納付相談に行くよう指導をお願いします。



改元に伴う源泉所得税の納付書の記載のしかた

令和元年5月1日以後においても、「平成」が印字された「源泉所得税の所得税徴収高計算書（納付書）」（以下「納付書」といいます。）を引き続き使用することができますが、記載にあたっては、次の点にご留意ください。

【「平成」が印字された納付書の記載にあたってのお願い】

- 現在お持ちの納付書に印字されている「平成」の二重線による抹消や「令和」の追加記載などにより補正をしていただく必要はありません。
- 平成31年4月1日から令和2年3月末日の間に納付する場合、納付書左上「年度欄」は「31」と記載してください。

【設例】納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の方で平成31年1月から令和元年6月までに支払った俸給・給与等について令和元年7月10日に納付する場合

【納期等の区分】

【年度欄】

平成 年度
01 31

令和 年 月 日
納期等の区分
令和 年 月 日

納期等の区分
令和 年 月 日
01 01 01 06

納期等の区分
平成 年 月 日
31 01 01 06

国税徴収資金（納付書） 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 領収済通知書

32399 31 000△△△△△ 110 0012345

区分 俸給・給料等 (C1) 310121-0620 30 8959947 161340

賞与(仮払)等 (C2) 502595 10050

自雇労働者の賃金 (C3)

退職手当等 (C4)

納期等の区分
令和 年 月 日
01 01 01 06

【設例】令和2年2月20日に支払った俸給・給与等について令和2年3月10日に納付する場合

【支払年月日欄】

支払年月日
平成 年 月 日
02 02 20

【年度欄】

平成 年度
01 02 31

【納期等の区分】

納期等の区分
令和 年 月 日
02 02 20

国税徴収資金（納付書） 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 領収済通知書

3239 31 000△△△△△ 110 00123456

区分 俸給・給料等 (C1) 020220 2 502595 10050

賞与(仮払)等 (C2)

自雇労働者の賃金 (C3)

退職手当等 (C4)

納期等の区分
令和 年 月 日
02 02 20

※ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）以外の納付書についても、上記設例を参考に記載してください。

なお、上記設例は、原則的な記載方法を示したものであり、「年度欄」、「支払年月日欄」及び「納期等の区分欄」に記載いただく「年」については、令和表記「01」を平成表記「31」と記載してご提出いただいても、有効なものとして取り扱うこととしています。

また、「令和」が印字された納付書は、税務署で10月以降に順次お配りできる予定です。